

地域整備事務所契約業者等選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域整備事務所所管の業務に係る入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 入札・契約事務の適正な執行のため、地域整備事務所に地域整備事務所契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
- (2) 一般競争入札の入札参加条件に関すること。
- (3) 隨意契約（埼玉県公営企業財務規程（昭和39年3月31日公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第137条の2に定める額を超える随意契約とするものに限る。）の見積書徴取に関すること。
- (4) その他委員長が審議を必要と認めた事項

2 前項第1号から第3号に規定する事項であっても、財務規程別表第7の2の「決裁区分」欄の課長又は所長の欄に記載された金額を超える事項については、別に発注部局等に設けられる競争入札参加者選定委員会で審議するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長 所長

副委員長 支所長

委員 本務の担当部長

兼務の担当部長（建築・設備に係る審議に限る。）

2 委員長は、委員会を総理し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。

4 委員長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

（関係職員の出席）

第6条 委員長は、審議の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（内申の方法）

第7条 委員会への内申は、対象案件に関する事務を所掌する委員（以下「内申者」という。）が、次の資料を委員会へ提出することにより行うものとする。

（1）指名競争入札の指名業者を選定する場合（第3条第1項第1号）

- ア 案件概要書（様式第1号）
- イ 入札参加者選定又は入札参加条件設定の理由書（様式第2号）
- ウ 指名通知文（案）
- エ 指名選定に関する資料その他委員長又は内申者が必要と認めた資料
- オ 入札スケジュール表

（2）一般競争入札の入札参加条件を設定する場合（第3条第1項第2号）

- ア 案件概要書（様式第1号）
- イ 入札参加者選定又は入札参加条件設定の理由書（様式第2号）
- ウ 公告文（案）
- エ 応札可能業者数に関する資料その他委員長又は内申者が必要と認めた資料
- オ 入札スケジュール表

（3）随意契約の見積業者を選定する場合（第3条第1項第3号）

- ア 案件概要書（様式第1号準用）
- イ 見積業者選定又は見積参加条件設定の理由書（様式第2号準用）
- ウ その他委員長又は内申者が必要と認めた資料

（4）その他委員長が審議を必要と認めた事項を審議する場合（第3条第1項第4号）

- ア 委員長又は内申者が必要と認めた資料

2 内申者は、委員会開催日前日の午前中までに、前項の資料を委員会の事務局へ提出するものとする。

（決定）

第8条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、地域整備事務所長が決定する。

（秘密の保持）

第9条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、公正にその任務を行うとともに、委員会の審議内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならな

い。

(議事録等)

第10条 委員会の事務局は、委員会開催後速やかに、その審議内容について議事録（様式第3号、第4号）を調製するものとする。

2 委員会の事務局は、入札等の手続が終了し、契約の相手方が決定した後、議事録の提供を求める者に対し、次の各号に掲げる資料を閲覧させ又はその写しを交付することにより、情報の提供を行うことができる。

(1) 議事録（第1項で作成した様式から確認欄を消除したもの）

(2) 添付資料

ア 指名競争入札又は一般競争入札の場合

入札参加者選定又は入札参加条件設定の理由書（様式2号）

イ 隨意契約の場合

見積業者選定又は見積参加条件設定の理由書（様式第2号準用）

3 前項の情報の提供は、総務部文書課が別に定める方法により行うものとする。

4 入札を取りやめた案件に係る情報の提供については、再入札等を経て契約の相手方が決定した後に行うなど、議事録等を公表しても差し支えない時期に行うものとする。

5 前3項の情報の提供を行うことができる期間は、当該案件に係る契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

6 委員会の事務局は、第7条第1項各号に掲げる資料について、前項の期間中保存しなければならない。

7 第7条第1項各号に掲げる資料のうち、埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号。以下「条例」という。）第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料については、同条例第10条に規定する不開示情報に該当するため、情報公開しないものとする。

8 予定価格が財務規程第137条の2に定める額を超える建設工事に係る指名業者及びその指名選定理由については、建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条及び第8条の規定に基づき、入札等の手続が終了し、契約の相手方が決定した後、埼玉県電子入札共同システムに掲載することにより公表するものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、総務用地担当に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、地域整備事務所長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。
- 2 埼玉県地域整備事務所工事請負等業者選定要綱は、平成30年4月19日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月13日から施行する。